

建設業における新型コロナウイルス感染予防 対策ガイドライン廃止にともなう対応について

**令和5年5月8日に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが変更されたことにともない、
「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」が廃止されました。**

5月8日以降の感染防止対策は、県から一律に対応を求めることはなくなります。事業者各自で自主的に判断し、主体的に実施していただくようお願いします

三重県においても、工事及び業務で行ってきた新型コロナウイルス感染症予防対策としての対応については基本的に廃止となりますが、工事及び業務における今後の対応については、主に下記のとおりとなりますので、ご注意ください。

1. 新型コロナウイルス感染症対策に関する特記仕様書

「新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等に関する特記仕様書」は廃止します。

これまでに感染拡大防止のために実施した、「感染拡大防止対策に係る費用等」については、監督員と協議を行ってください。

2. 総合評価方式におけるヒアリング

令和5年6月1日以降は総合評価方式におけるヒアリングを再開します。
(令和5年5月2日のお知らせをご確認ください)

3. 総合評価方式における継続教育(CPD)の評価

令和5年度までは暫定運用を行い、令和6年度から従前の評価期間を対象とします。(令和4年7月6日のお知らせをご確認ください)

4. 建設現場における遠隔臨場

「建設現場における遠隔臨場に関する試行要領」「業務委託における遠隔臨場に関する試行要領」に基づき、引き続き実施してください。

～お問い合わせ先～

三重県県土整備部

(上記1. について) 建設業課 TEL 059-224-2723 Eメール kengyo@pref.mie.lg.jp

(上記2. 3. について) 公共事業運営課 TEL 059-224-2696 Eメール nyukan@pref.mie.lg.jp

(上記1. 4. について) 技術管理課 TEL 059-224-2918 Eメール gijyutsu@pref.mie.lg.jp